

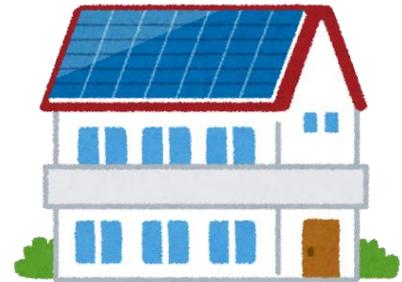
相 談

太陽光発電設備を相続する時の手続きは？

〔相談要旨〕

太陽光発電設備が設置されている実家を相続したところ、電力会社から設備の相続手続きを行ってほしいと言われました。

太陽光発電設備の相続手続きについて教えてください。



回 答

相談を受けた行政相談センターは、次のように相談者に説明しました。

自宅に太陽光発電設備を設置した際に、経済産業省から認定を受けています。相続した家に太陽光発電設備が設置されている場合には、設備の名義変更（事業者名変更の届け出）も必要です。建物など不動産登記の名義変更とは別の手続きです。

設備の名義変更は、電力会社と経産省の両方に届け出が必要です。経産省への届け出は、一般家庭に設置されているような発電容量50kW未満の設備の場合は、JPEA代行申請センターに届け出することとされ、ホームページ（<https://jp-ac-info.jp/>）から届け出ができます。手続きの詳細は、ホームページをご覧ください。

オンラインによる届け出ができない場合には、同センターのコールセンター（0570-03-8210。平日午前9時20分～午後5時20分）にお問い合わせください。

【一口メモ】

総務省の行政相談には、太陽光発電設備の名義変更について、「設備が複数あると同じ書類を複数部数添付しなければならない」「添付書類の条件が厳しい」などの相談が寄せられていました。

このことを受け、総務省が資源エネルギー庁にあっせんを行った結果、同庁では申請者の負担を軽減するため、添付書類の取り扱いを柔軟化しました。

総務省では、相談者の利益と公共の利益との調和・調整を図るため慎重な検討が必要なもの、複数の行政機関が関係し調整が必要なものといった行政相談についても、解決の促進を図っています。